児童手当の制度が変わります!

令和6年10月分(12月支給分)から、児童手当の制度が変更になります。 主な制度改正の内容は、以下のとおりです。

支給対象年齢の拡大

支給対象となる年齢が 高校生年代(18歳年度 末)まで

所得制限の撤廃

生計中心者の所得に関係なく、児童手当を支給

第3子加算の拡充

第3子以降の月額が増額、多子加算対象を 22歳年度末まで拡大

支給月の増

偶数月(4月、6月、8月、 10月、12月、2月) の年6回の支給

※高校生年代までとは、18歳到達後の最初の3月31日までのことをいいます。(以下同じ)

新制度の児童手当支給月額

対象者年齢対象者	3歳未満	3歳~高校生年代	18歳年度経過後から22歳到達後の 最初の3月31日まで(~22歳年度末)
第1子・第2子	15,000円	10,000円	子の数のカウントのみ*2
第3子以降*1	30,000円		(支給の対象になりません)

※1 第3子以降とは、18歳年度経過後から22歳年度末までの養育している子から数えて、3人目以降の子

※2 児童手当受給者が、生活費等を経済的に負担している場合のみ

新たに届出が必要な人

- ①高校生年代の児童のみを養育している人
- ②所得超過により現在児童手当を受給していない人
- ③現在児童手当を受給している人で、高校生年代の児童を養育しており、過去に飯塚市でその高校生年代の 児童分の児童手当を受給したことがない人
 - ※過去に対象児童となっていたが、諸事情により養育しなくなり対象外となっていた場合は、申請が必要です。
- ④第3子加算の算定基準となる22歳年度末までの子の生活費等を経済的に負担している人 ※令和6年度は平成14年4月2日から平成18年4月1日までの生まれ

届出方法

9月下旬に勧奨通知を送付いたしますので、ご確認のうえ、届出が必要な場合は期日までにお手続きください。なお、勤務先から児童手当を受給している公務員の方は、勤務先にお問合せください。

※児童の住民票上の住所地が飯塚市外である場合など、市で対象者が把握できない場合には、勧奨通知 を送付することができませんので、お手数ですがこども家庭課までお問合せください。

申請猶予期間: <u>令和7年3月31日までに</u>申請いただいた場合には、令和6年10月分から手当が支給されます。 (提出の時期により振込が遅れることがあります。)

【問合せ】 こども家庭課こども手当係 ☎0948-43-8735

【手話コーナー】 「国際、デー、ブルー」

「手話」は、動きのある言語です。その動きを伝えるために、動画にまとめていますのでご覧ください。





両手を丸めて「地球」を作り、 前に半回転させる



人差し指を立て、弧を描いて、 胸の前を移動させる



指先で顔を撫でるように 後ろへはねる